

## 扶桑町議会議案第 82 号

### 扶桑町下水道条例の一部を改正する条例について

扶桑町下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

#### 提案理由

災害時における排水設備指定工事店制度の特例を認めること及び扶桑町下水道事業経営審議会の答申に基づき下水道使用料を改定するため、条例を改正したいので提案します。

扶桑町下水道条例の一部を改正する条例

扶桑町下水道条例（平成18年扶桑町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (3) 災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

別表第1を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

| 区分  | 基本使用料（1使用月につき） | 超過使用料（1使用月につき）         |                 |
|-----|----------------|------------------------|-----------------|
|     |                | 排出量                    | 使用料（1立方メートルにつき） |
| 一般用 | 714円           | 10立方メートル以下             | 26円             |
|     |                | 10立方メートルを超え20立方メートル以下  | 130円            |
|     |                | 20立方メートルを超え30立方メートル以下  | 149円            |
|     |                | 30立方メートルを超え50立方メートル以下  | 160円            |
|     |                | 50立方メートルを超え100立方メートル以下 | 171円            |
|     |                | 100立方メートル              | 195円            |

|  |  |                 |      |
|--|--|-----------------|------|
|  |  | ルを超え500立方メートル以下 |      |
|  |  | 500立方メートルを超えるもの | 243円 |

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の扶桑町下水道条例の別表第1の規定にかかわらず、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続して使用し、施行日以後における最初の検針により確定する使用料の徴収については、なお従前の例による。

扶桑町下水道条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、扶桑町下水道排水設備指定工事店規則（平成18年扶桑町規則第28号。以下本条において同じ。）で定める技能を有する者が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定したもの（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施工することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、扶桑町下水道排水設備指定工事店規則（平成18年扶桑町規則第28号。以下本条において同じ。）で定める技能を有する者が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定したもの（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施工することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

新

別表第1（第17条関係）

| 区分  | 基本使用料（1使用月につき） | 超過使用料（1使用月につき）          |                 |
|-----|----------------|-------------------------|-----------------|
|     |                | 排出量                     | 使用料（1立方メートルにつき） |
| 一般用 | 714円           | <u>10立方メートル以下</u>       | <u>26円</u>      |
|     |                | 10立方メートルを超え20立方メートル以下   | <u>130円</u>     |
|     |                | 20立方メートルを超え30立方メートル以下   | <u>149円</u>     |
|     |                | 30立方メートルを超え50立方メートル以下   | <u>160円</u>     |
|     |                | 50立方メートルを超え100立方メートル以下  | <u>171円</u>     |
|     |                | 100立方メートルを超え500立方メートル以下 | <u>195円</u>     |
|     |                | 500立方メートルを超えるもの         | <u>243円</u>     |

旧

別表第1（第17条関係）

| 区分  | 基本使用料（1使用月につき）    |      | 超過使用料（1使用月につき）          |                 |
|-----|-------------------|------|-------------------------|-----------------|
|     | 排出量               | 使用料  | 排出量                     | 使用料（1立方メートルにつき） |
| 一般用 | <u>10立方メートル以下</u> | 714円 | 10立方メートルを超え20立方メートル以下   | <u>104円</u>     |
|     |                   |      | 20立方メートルを超え30立方メートル以下   | <u>119円</u>     |
|     |                   |      | 30立方メートルを超え50立方メートル以下   | <u>128円</u>     |
|     |                   |      | 50立方メートルを超え100立方メートル以下  | <u>133円</u>     |
|     |                   |      | 100立方メートルを超え500立方メートル以下 | <u>152円</u>     |
|     |                   |      | 500立方メートルを超えるもの         | <u>190円</u>     |